

相続専用定期貯金規定

1. 預入資格

本定期貯金は、相続により貯金を受け取られた日から1年後の月末までにお預け入れいただける個人のお客様を対象とし、相続により受け取られた貯金に限りお預け入れできます。

2. 取扱店舗

本定期貯金の預け入れおよび支払いは、当組合の信用事業取扱い店舗のみのお取扱いとします。

(本定期貯金のお預け入れおよびお支払いは、原則被相続人又は相続人の住所を統括する支店とします。)

3. お預け入れ限度額

預入資格のあるお客さまお一人につき100万円以上で、相続で受け取られた貯金の範囲内とします。相続で受け取られた貯金のみを対象とし、それ以外の貯金を合算して預け入れることはできません。

4. 少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

本定期貯金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

5. 適用利率

(1) 預入日に当組合が店頭に表示しているスーパー定期基準利率に0.30%を上乗せした利率を約定利率とします。

(2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合には、貯金規定に基づき、お預け入れ期間に応じた「スーパー定期（単利型）」の期限前解約利息（中途解約利率）により計算した利息とともに払い戻します。

6. 取扱期間

お預入日より1年後の応答日を満期日とします。ただしご解約のお申し出が無い場合は、自動継続時のスーパー定期貯金（単利型）店頭表示利率にて同期間（1年）によるご継続とさせていただきます。

7. その他

契約の際、「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続完了時期」「相続により取得した金額」を確認できる書類の提示が必要となります。

また、本規定に定めのない事項については、スーパー定期貯金規定（単利型）により取扱います。

以 上

2025年4月1日